

○松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年12月27日

松江市規則第340号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第465号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等の利用料金)

第2条 条例別表の備考10に規定する附属設備等の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(市長による管理に関する読替え)

第3条 条例第20条第1項の規定により市長が松江市市民活動センターの管理を行う場合にあっては、前条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えて同条の規定を適用する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第69号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月31日松江市規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市規則第59号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日松江市規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日松江市規則第50号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日松江市規則第50号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日松江市規則第79号）

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日松江市規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属設備等基準額

種別	品名	単位	1区分の基準額	備考
楽器	グランドピアノ	1台	520円	調律料は含まない
音響設備	交流ホール音声設備	1式	2,080円	
	ワイヤレスマイクロフォン	1式	1,030円	
	ラジオカセットデッキ	1台	520円	
映写設備	プロジェクター	1台	1,030円	

	映写スクリーン			1張	520円	
その他	電源使用料			1kw	100円	持込器具の場合
	ロッカー（大）			1人分	1,030円／月	
	ロッカー（小）			1人分	520円／月	
	片面印刷機	製版		1枚	20円	用紙は持込みとする。 20枚単位で20枚に満たない端数がある場合は、当該端数は20枚に切り上げる。
		印刷	A4	20枚	5円	
			A3	20枚	10円	

備考

- 「午前」・「午後」・「夜間」の利用区分をもってそれぞれ1区分とする。
- 利用区分を超えて利用する場合の基準額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。）につき、この表に定める基準額の3割相当額を加算した額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。